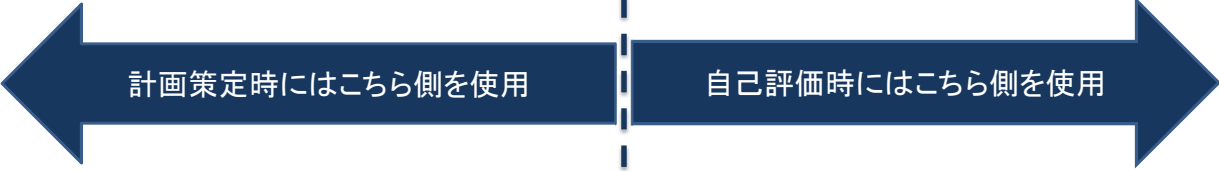


重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								平成29年度〇〇〇自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
								目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		少額随意契約の更なる改善	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンカウンターによる調達拡大 ・政府電子調達(GEPS)を活用したオープンカウンター情報の提供 ・オープンカウンター実施における問題点の分析及びその結果を踏まえた改善 ・オープンカウンターによる調達結果の公表 	昨年度、重点的な取組としてオープンカウンターを導入に取り組んだが、実施が1件に留まったため。	A	H28	オープンカウンターによる調達を5件以上	30年3月まで									
	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	<ul style="list-style-type: none"> 【事前審査】 ・調達内容・資格要件等の審査(前回の入札において一者応札となった案件と同様の案件の調達を対象にチェックリストを活用して審査) 【事後審査】 ・一者応札となった原因の分析(入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からのヒアリングの実施) ・契約監視委員会における審査(外部有識者として学識経験等を有する者3名) 		A		一者応札の減少	30年3月まで									
	○	地方支分部局等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果を考慮した上での他省庁の地方支分局との共同調達の拡大 ・本局による一括調達の推進 		B	H25	共同調達の拡大	30年3月まで									
	○	電力調達、ガス調達の改善	該当なし														



別紙1記載にあたっての留意事項

【取組の項目】

「重点的な取組」は可能な限り「調達改善の取組に関する点検結果」にある項目名に合わせて取組の概要を記載。

「共通的な取組」は策定要領にある項目名(例:一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化)を記載。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

・A+:効果的な取組

・A :発展的な取組

・B :標準的な取組

指針不掲載の取組である場合には、指針掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

【進捗度】(自己評価時のみ)

以下の指標に基づき、自己評価時に以下の進捗度を記載。

・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、

または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、

または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

【取組の開始年度】

取組を開始した年度を記載。

従前から行っている取組で開始年度が不明な場合は「-(ハイフン)」を記載。

【取組の目標】

目標は事後の検証が可能となるよう、いつまでに、何を行うか、原則として、定量的な数値目標を設定して具体的に記載。

人材育成や情報共有など、定性的な目標を念頭に置いた取組を実施する場合であっても、

例えば、研修実施回数、参加人数等の定量的な目標をできるだけ設定することや、

取組内容によってどのような効果発現を目指すのかを具体的に理解、把握できるように記載する。

【本様式について】

本様式は最低限記載すべき事項を表したものであるため、各府省庁において任意で記載項目等を追加してもよい。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約については、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・ 随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用)	継続			
2 契約の事後検証の実施 ・ 少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・ 契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続			
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・ 効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施	継続			
4 国庫債務負担行為の活用 ・ 引き続き、情報システム関係の調達について、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を実施	継続			
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・ 職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続			

← 計画策定時にはこちら側を使用

自己評価時にはこちら側を使用 →

別紙2記載にあたっての留意事項

【特に効果があったと判断した取組】

以下のポイントを参考に特に効果があったと判断した取組に「○」をつける。

- ・前回の調達と比べて契約額の大幅な削減が見られた
- ・一者応札が改善し複数者応札となった
- ・競争性のない随意契約から競争性の高い契約へ移行した

「○」をつけた取組については、「取組の効果」を記入する。

「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）

